「指定経過的小規模介護老人福祉施設」
「指定地域密着型介護老人福祉施設」重要事項説明書

【令和6年　4月　1日現在】

〔目次〕

1.	施設運営法人	2　ページ
2.	事業の目的と運営方針	2～3　ページ
3.	施設の内容	3　ページ
4.	併設事業	3～4　ページ
5.	施設の従業者体制	4　ページ
6.	職種の勤務体制	5～6　ページ
7.	設備の概要	6～7　ページ
8.	サービスの内容	7～9　ページ
9.	利用料金	9　ページ
10.	利用料金のお支払い	9　ページ
11.	施設利用の留意事項	9～10　ページ
12.	施設・設備の使用上の注意	10　ページ
13.	非常災害対策	10　ページ
14.	緊急時の対応	10　ページ
15.	事故発生時の対応	10　ページ
16.	協力医療機関	11　ページ
17.	看取り介護について	11　ページ
18.	個人情報の使用について	11　ページ
19.	利用者の尊厳	11　ページ
20.	身体拘束の禁止	12　ページ
21.	高齢者虐待の防止	12　ページ
22.	苦情相談窓口	12～13　ページ
23.	損害賠償について	13　ページ

社会福祉法人水明会は、利用者に対して指定経過的小規模介護老人福祉施設サービス及び指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設運営法人

法　　人　　名	社会福祉法人 水明会
法　人　所　在　地	広島県三次市南畑敷町 441 番地
電　　話　　番　　号	0824-62-2841
代　表　者　氏　名	理事長　冨士原 久雄
設　立　年　月　日	昭和 34 年 11 月 30 日

2. 事業の目的と運営方針

(1)特別養護老人ホーム水明園

事業の目的

特別養護老人ホーム水明園は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等の介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。

運営方針

当施設では、施設サービス計画に基づき介護福祉施設サービスを提供することにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。

2　当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めます。

3　当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(2)特別養護老人ホームみよしの

事業の目的

特別養護老人ホームみよしのは、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。

運営方針

施設は、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り、その居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにすることを目指します。又、従来型個室部分においては入居前の居宅おける生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供するように努めます。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域密着サービス事業者、他介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉施設サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3. 施設の内容

(1)特別養護老人ホーム水明園

施設の名称	特別養護老人ホーム水明園
施設の種類	指定経過的小規模介護老人福祉施設 (本体施設)
入所定員	30名(多床室)
指定番号	広島県 第3471900112号
施設所在地	広島県三次市南畑敷町441番地
管理者の氏名	施設長 児島 清志
電話番号	0824-62-2841
FAX番号	0824-62-1936
開設年月	昭和55年4月1日

(2)特別養護老人ホームみよしの

施設の名称	特別養護老人ホームみよしの
施設の種類	指定地域密着型介護老人福祉施設 (サテライト型施設)
入所定員	29名 内18名(多床室)、11名(従来型個室)
指定番号	広島県 第3491900035号
施設所在地	広島県三次市南畑敷町419-1番地
管理者の氏名	施設長 児島 清志
電話番号	0824-65-0843
FAX番号	0824-65-0855
開設年月	平成19年6月1日

4. 併設事業

名称	指定番号	定員
水明園(介護予防)短期入所生活介護事業所	3471900104号	14名
みよしの(介護予防)短期入所生活介護事業所	3471900732号	18名
デイサービスセンター水明園(介護予防)	3471900096号	30名

水明園(介護予防)訪問介護事業所	3471900708 号	―
養護老人ホーム水明園	―	50名
水明園(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所	3471900690 号	
水明園居宅介護支援事業所	3471900039 号	―
在宅介護支援センター水明園	―	―

5. 施設の従業者体制

(1)特別養護老人ホーム水明園 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

職種	従事するサービスの種類、業務	人員		
		計	常勤	非常勤
施設長(管理者)	職員、業務の一元的な管理	1 名	(1 名)	―
医師	健康管理及び療養上の指導	1 名	―	(1 名)
生活相談員	利用者及び家族の必要な相談援助等	1 名	(1 名)	―
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	3 名	(3 名)	―
介護職員	介護に関する業務	22 名	(19 名)	(3 名)
介助職員	生活の援助に関する業務			
看護職員	健康チェック又は診療の補助	3 名	(2 名)	(1 名)
機能訓練指導員	日常生活上必要な機能訓練等	3 名	(2 名)	(1 名)
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1 名	(1 名)	―

(2)特別養護老人ホームみよしの (令和 6 年 4 月 1 日現在)

職種	従事するサービスの種類、業務	人員		
		計	常勤	非常勤
施設長(管理者)	職員、業務の一元的な管理	1 名	(1 名)	―
医師	健康管理及び療養上の指導	1 名	―	(1 名)
生活相談員	利用者及び家族の必要な相談援助等	1名	(1 名)	
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	2 名	(2 名)	―
介護職員	介護に関する業務	27名	(24 名)	(3 名)
介助職員	生活の援助に関する業務	1 名	―	(1 名)
看護職員	健康チェック又は診療の補助	2 名	(2 名)	―
機能訓練指導員	日常生活上必要な機能訓練等	2 名	(2 名)	―
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1 名	―	(1 名)

6. 職種の勤務体制

(1)特別養護老人ホーム水明園

職種	勤務	時間		
施設長	日勤	8:30	～	17:30
医師	月曜日、木曜日(毎週)	14:00	～	16:00
生活相談員	日勤	8:30	～	17:30
介護支援専門員	生活相談員及び介護職員が兼務			
介護職員	早出①	7:00	～	16:00
	早出②	8:00	～	17:00
	日勤	8:30	～	17:30
	遅出①	10:00	～	19:00
	遅出②	12:00	～	21:00
	夜勤	21:00	～	7:00
介助職員	日勤	13:30	～	17:30
看護職員	早出	8:00	～	17:00
	日勤	8:30	～	17:30
	遅出	9:30	～	18:30
機能訓練指導員	看護職員が兼務			
栄養士	日勤	8:30	～	17:30

(2)特別養護老人ホームみよしの

職種	勤務		時間		
施設長	日勤		8:30	～	17:30
医師	月曜日、金曜日(毎週)		14:00	～	16:00
生活相談員	日勤		8:30	～	17:30
介護支援専門員	生活相談員及び介護職員が兼務				
介護職員	多床室	早出①②	7:00	～	16:00
		早出③	7:30	～	16:30
		日勤	9:00	～	18:00
		遅出①	10:00	～	19:00
		遅出②	12:00	～	21:00
	従来型個室	早出	7:00	～	16:00
		日勤	8:30	～	17:30
		遅出	12:00	～	21:00
	夜勤		21:00	～	7:00

介助職員	日勤	10:00	～	15:00
看護職員	早出	8:00	～	17:00
看護職員	日勤	8:30	～	17:30
	遅出	9:30	～	18:30
機能訓練指導員	看護職員が兼務			
栄養士	日勤	8:30	～	17:30

7. 設備の概要

（1）特別養護老人ホーム水明園

居室（多床室）

4 人部屋	7 室	•空調設備、洗面台を備え付けています •タンス、ベッドは当施設でご用意します
2 人部屋	3 室	
静養室（2 人部屋） ※看取り個室（1人部屋）を兼ねる	1 室	•空調設備、洗面台を備え付けています •タンス、ベッドは当施設でご用意します •介護職員室及び医務室に隣接しています ※看取り介護を実施する場合は看取り個室として使用します

共用施設

食堂 ※1 室はクラブ室を兼ねる ※1 室は多目的室を兼ねる	2 室	•空調設備、洗面台、テレビを備え付けています •利用者が使用できるテーブル、椅子等当施設でご用意します ※クラブ室では利用者の趣味に応じて活動を行えます
浴室	1 室	•浴室には、ストレッチャー浴槽・個別浴槽を備え付けています •利用者の身体状況にあわせシャワーチェア、バスボード等の介助用具を使用していただけます
共同トイレ	2 室	•和式便器、洋式便器、手すり等を備え付けています
リハビリ室 ※多目的室を兼ねる	1 室	•空調設備、洗面台を備え付けています •利用者の目的に応じた機能訓練器具等を備えています ※多目的室として使用する場合は、レクリエーションや行事、談話ルーム等として使用します
医務室	1 室	•利用者の診察・治療を行います •利用者の健康管理を行うための医薬器具等を備えています
面会室	1 室	•空調設備、テーブル、ソファーなど備え付けています •利用者への面会等にご使用いただけるプライバシーを保護するお部屋となっています
家族宿泊室	1 室	•利用者の急変などにより家族が付き添われる場合等にご利用いただけます。食事代と宿泊費については、施設利用者の基準額と同額です。 •空調設備、流し台等を備え付け、宿泊できる畳のお部屋となっています

(2)特別養護老人ホームみよしの

居室(多床室)

4 人部屋	3 室	●空調設備、ウォシュレットトイレ、洗面台を備え付けています ●タンス、ベッドは当施設でご用意します
2 人部屋	3 室	●空調設備を備え付けています ●タンス、ベッドは当施設でご用意します
静養室 ※看取り個室を兼ねる	1 室	●空調設備、洗面台を備え付けています ※看取り介護を実施する場合は看取り個室として使用します
食堂・機能訓練室	1 室	●空調設備、キッチン、洗面台を備え付けています ●利用者が使用できるテーブル、椅子等当施設でご用意します ●機能訓練を目的としたレクリエーション行事等を行います

居室(従来型個室)

個室	11 室	●全室空調設備、ウォシュレットトイレ及び洗面台(うち9室)を備え ●ベッドは当施設でご用意します
共同生活室	1 室	●空調設備、キッチン、洗面台、テレビを備え付けています ●利用者が使用できるテーブル、椅子等当施設でご用意します

共用施設

個別浴室	2 室	●利用者のプライバシーを保護される個別の浴室です ●隣接して脱衣室を設けています ●利用者の身体状況にあわせシャワーチェア、バスボード等の介助用具を使用していただけます
特殊浴室	1 室	●利用者の状態に応じ、安全に入浴できる機械浴槽(ストレッチャー浴槽)を設置しています ●同室内で着脱衣を行えるためプライバシーも保護されます
共同トイレ	5 室	●ウォシュレットトイレ、洗面台を備え付けています
デイルーム	2 室	●1 室には、自動販売機を備え付けています
面会室	1 室	●空調設備、テーブル、椅子など備え付けています ●利用者への面会等にご使用いただけるプライバシーを保護するお部屋となっています

8. サービスの内容

【契約書第 4 条参照】

(1)基本サービス

食事	●栄養士による献立により、身体状況、疾病状況及び嗜好を考慮しながら、食事の提供に努めます
入浴	●入浴は週 2 回以上行います ●医師等の指示により入浴できない場合は、清拭やシャワー浴を行います ●身体状況により機械浴槽(ストレッチャー浴)を使用して入浴することができます

排泄	●排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います
機能訓練	●機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します
健康管理	●医師や看護職員が健康管理を行います
相談・援助	●利用者及びその家族からの相談に対し誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます
社会生活上の便宜	●行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及び家族の状況により代行します
その他自立への支援	●利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています ●重度化防止のため、できる限り離床に配慮します ●清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します

(2)その他のサービス

特別な食事の提供	●利用者の特別な希望に基づくメニューや食材を提供することができます
理美容	●毎月、理美容の機会を設けています
預貯金の管理	●利用者が当施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金については、利用者又は契約者の希望により管理することができます 《指定金融機関》 郵便局、もみじ銀行 《お預かりする物》 上記預貯金通帳(定期証書)、銀行印 《保管管理者》 施設長(管理者) 《出納方法》 預貯金の預け入れ引き出しは、緊急時を除き、通常1週間に2回(指定曜日)行えます 利用者は、当施設の指定する届出書を管理者へ提出し、管理者は、その届出書の内容に従い預貯金の預け入れ引き出しを行います ●管理者は、入出金の都度その内容を記録し、3か月に1回、利用者又は契約者に収支を報告します
預かり金(小口現金)の管理	●日常生活で必要な物品の購入や医療費等の支払いを目的に、2 万円を上限に小口現金としてお預かりできます ●上記の費用についての支払いを、預かり金から代行します ●出納状況を記録管理し、必要に応じて報告します
行事、クラブ活動等	●年間を通して施設内外の交流会等の行事を行います ●利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます ●クラブ活動等によっては別途費用がかかるものがあります(材料費等が必要な場合には事前にご説明します)

日常生活上で必要な物品の購入	●日常生活で必要な物品の購入を代行することができます ●医療保険外の処置材料の購入や健康診断等については実費をいただきます
証明書の発行	●当法人で発行する領収書の再発行について、手数料をいただきます

9. 利用料金

【契約書第 12 条参照】

利用料金については、別紙「利用料金表」にてご確認ください。

10. 利用料金のお支払い

【契約書第 13 条参照】

お支払い方法については次の通りとします。

お支払い方法	原則、ご利用者が指定する預金口座より口座振替によるお支払いとします。 但し、ご利用者のご都合等を考え、現金払いでのお支払いも可能です。	
	口座振替によるお支払い	現金でのお支払い
請求方法	ご利用された月の末締めで、翌月に請求書を送付いたします。 （ご希望があれば、請求書送付先を変更できます。）	
引落日及び支払日	ご利用者が指定した金融機関から、翌月 26 日（金融機関の休日の場合は翌日）に引落しを行います。	翌月の末までにお支払いいただきます。
手数料	原則、指定日の引落しにかかる手数料	
その他	初回利用月分は、翌月のご利用月分と併せて、翌々月の引落しとなります。	
	当会の他事業所を併せてご利用の場合は、それらのご利用料金を合算したものが請求されます。	

11. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守りください。

（1）持ち込みの制限

危険物、調理器具、ペット等の動物など、施設内に持ち込むことが不適切と思われる物。

（2）面会

面会時間は、8:30～17:30 となっています。それ以外の時間帯の面会は事前にご連絡ください。

来訪者は、必ずその都度、事務所の入口にて面会簿に記入の上、事務所職員にお渡しください。

（3）外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。ただし、外泊については施設の同意を得た上で1か月に10日を限度として外泊していただけます。

(4)食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。

(5)喫煙

施設内での喫煙はできません(全館禁煙)。

12. 施設・設備の使用上の注意 【契約書第 16 条参照】

(1)居室及び共用施設並びに敷地は、本来の用途に従って利用してください。

(2)サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要がある場合、施設職員は、利用者の居室に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合は利用者のプライバシーを保護し十分な配慮を行います。

(3)故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設の設備等を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(4)施設職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

13. 非常災害対策 【契約書第 8 条参照】

(1)当施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定めています。

(2)当施設は、年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練(内1回は夜間又は夜間想定訓練)を行います。

14. 緊急時の対応 【契約書第 9 条参照】

サービス提供中に、利用者の病状や体調の急変、けがなどが生じた場合、当施設は速やかに次の措置を講じます。

(1)利用者へ応急措置を行います。

(2)主治医又は医療機関等に連絡し指示・判断を受け、必要な場合には医療機関等への搬送を行います。

(3)利用者の家族へ連絡し、状態及び搬送先医療機関等を報告します。

(4)その他必要な措置を迅速に行います。

15. 事故発生時の対応 【契約書第 10 条参照】

サービス提供中に事故が発生した場合は、当施設は次のとおり対応します。

(1)利用者の家族へ連絡し、事故状況等の説明を行います。

(2)市町村及び関係機関等へ連絡し、必要な対応について指導、助言をうけます。

(3)事故原因の解明と再発防止策を講じます。

(4)損害賠償の対象となる場合は、加入している保険会社と連携し、迅速に対応します。

当施設では事故防止委員会を設置し、事故(ヒヤリハット)報告分析や改善策の検討、周知徹底等行っています。

16. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

●三次地区医療センター　　三次市十日市東3－16－1　電話番号:0824－62－1103

●松田歯科医院　　三次市南畑敷町506－11　電話番号:0824－63－7400

17. 看取り介護について

当施設では、別に定める看取りに関する指針に基づき、利用者又は家族の同意により看取り介護を受けることができます。又、下記の者を看取り介護責任者としています。

(1)特別養護老人ホーム水明園

夜間緊急対応及び看取り介護責任者:佐藤真一(看護師)

(2)特別養護老人ホームみよしの

夜間緊急対応及び看取り介護責任者:伊藤かず子(看護師)

18. 個人情報の使用について　【契約書第 11 条参照】

当施設は、利用者及び家族等の個人情報について、次にあげる利用目的のため使用、提供、又は収集させていただきます。

(1)利用目的

①介護保険における要介護認定の申請及び更新、変更のため

②利用者にかかわる施設サービス計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議(ケアカンファレンス)での情報提供のため

③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整及び事務手続きのため

④利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合

⑤事業所内でのケース会議のため

⑥掲示、掲載、配布物、行事等で必要な場合

⑦その他、サービス提供で必要な場合

⑧上記各号にかかわらず、緊急を要する時の連絡等の場合

(2)使用条件

①個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供にかかわる目的以外で決して利用しない。又、利用者とのサービス利用にかかわる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。

②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

19. 利用者の尊厳　【契約書第 11 条参照】

当施設は、利用者の人権、プライバシー保護について業務マニュアルを作成し従業者教育を行います。

20. 身体拘束の禁止　【契約書第6条参照】

当施設は、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。だたし緊急やむを得ない理由により拘束を実施する場合には事前に利用者又は家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、拘束が必要な理由、様態及び時間、利用者の心身の状況について記録します。

緊急やむを得ない場合に行われる身体拘束とは、次の3つの要件をすべて満たした上で実施します。

①利用者又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

また、身体拘束等の適正化のために次の措置を講じます

1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底します
2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備します
3. 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します

21. 高齢者虐待の防止　【契約書第7条参照】

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を選定しています。

   虐待防止に関する担当者； 児島清志（水明園・みよしの施設長）

2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
3. 虐待防止のための指針の整備をしています。
4. 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
5. 当該施設職員又は養護者（家族・親族・身元引受人等）及び関係者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

22. 苦情相談窓口　【契約書第22条参照】

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

（1）特別養護老人ホーム水明園

住所：三次市南畑敷町441番地　電話番号：0824－62－2841　FAX：0824－62－1936

苦情受付窓口：松岡美保子（主任介護職員）　上里由美（副主任相談員）

（2）特別養護老人ホームみよしの

住所：三次市南畑敷町419－1番地　電話番号：0824－65－0843　FAX：0824－65－0855

苦情受付窓口：升國周平（主任介護職員）　宮尾ゆかり（主任相談員）

（3）三次市福祉保健部　高齢者福祉課　介護保険係

住所：三次市十日市中二丁目8番1号　　電話番号0824－62－6387

(4)広島県国民健康保険団体連合会

住所:広島市中区東白島町19番49号「国保会館」 電話番号:082－554－0783 FAX:082－511－9126

23. 損害賠償について

【契約書第21条参照】

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められた場合には、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

社会福祉法人水明会が開設する指定経過的小規模介護老人福祉施設サービス及び指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和　　年　　月　　日

事業者

住　　所三次市南畑敷町441番地
事業者名　社会福祉法人水明会
代表者氏名　理事長　冨士原　久雄

説明者

職　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定経過的小規模介護老人福祉施設サービス及び指定地域密着型介護老人福祉施設サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

契約者（同意者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特養　利用料金表

令和　6年　10月改定

1. 介護保険の対象サービス

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額と設定します。

介護保険の対象サービスは、個人所得等により自己負担割合が決まります(自己負担割合の決定等の詳細については、各市町にご確認ください)。

以下の金額は、自己負担割合が1割の場合(介護保険給付額9割を差し引いた差額分)を記しています。
※所得の状況によって、自己負担割合が2割又は3割となる場合もあります。

(1)基本料金

	区　分	要介護度	1 日あたり	1 月あたり (30 日計算)
水明園	多 床 室	要介護 1	694 円	20,820 円
		要介護 2	762 円	22,860 円
		要介護 3	835 円	25,050 円
		要介護 4	903 円	27,090 円
		要介護 5	968 円	29,040 円
みよしの	多 床 室 ・ 従来型個室　共通	要介護 1	600 円	18,000 円
		要介護 2	671 円	20,130 円
		要介護 3	745 円	22,350 円
		要介護 4	817 円	24,510 円
		要介護 5	887 円	26,610 円

※　入所者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※　社会福祉法人による利用者負担軽減制度を受けている入所者は、認定証に記載している減額割合とします。

(2)加算料金

①水明園　のみ

加　算　項　目	料　金		備　考(加算条件)
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4 円	1 日	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8 円	1 日	看護師若しくは准看護師の基準以上の配置と、24 時間の医療連携体制が確保されている場合
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13 円	1 日	夜勤を行う看護師若しくは准看護師又は介護職員(以下、看護・介護職員)の総数が基準以上の場合、又は、一定以上の見守り機器を導入し、安全活用するための検討等が行われている場合
夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	16 円	1 日	上記(Ⅰ)ロに加え、夜間時間帯において、看護職員又は喀痰吸引等実施できる介護職員が配置されている場合

②みよしの　のみ

加　算　項　目	料　金		備　考(加算条件)
看護体制加算(Ⅰ)イ	12 円	1 日	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)イ	23 円	1 日	看護師若しくは准看護師の基準以上の配置と、24 時間の医療連携体制が確保されている場合
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	41 円	1 日	夜勤を行う看護師若しくは准看護師又は介護職員(以下、看護・介護職員)の総数が基準以上の場合、又は、一定以上の見守り機器を導入し、安全活用するための検討等が行われている場合
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	56 円	1 日	上記(Ⅰ)イに加え、夜間時間帯において、看護職員又は喀痰吸引等実施できる介護職員が配置されている場合

③水明園・みよしの　共通

加　算　項　目	料　金		備　考(加算条件)
日常生活継続支援加算	36 円	1 日	次の①を満たした上で、②又は③に該当する場合 ①介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに 1 以上配置していること。 ②新規入所者のうち、要介護4～5の割合が 70%以上である、又は日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上である。 ③たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が 15%以上である。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円	1 日	次の①を満たした上で、②に適合する場合 ① ・介護職員の総数のうち、介護福祉士が 80%以上配置されている場合 または、 ・介護職員の総数のうち、勤務年数 10 年以上の介護福祉士が 35%以上配置されている場合 ②提供するサービスの質の向上に資する取り組みが実施されていること
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円	1 日	介護職員の総数のうち、介護福祉士が 60%以上配置されている場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円	1 日	次のいずれを満たす場合 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士が 50%以上配置されている場合 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が 75%以上配置されている場合 ③サービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続年数が 7 年以上の経験者が 30%以上配置されている場合

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円	1 日	対象の入所者が 1/2 以上であり、認知症介護に係る専門的研修を修了した職員が一定数以上配置され、かつ認知症ケアに関する技術的指導等を定期的に行っている場合 ※ ≪認知症チームケア推進加算との同時算定は不可≫
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円	1 日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準に適合し、認知症介護指導に係る専門的研修を修了した職員が1名以上配置され、認知症ケア指導等の実施や、介護職員・看護職員毎に研修計画を作成・実施している場合 ※≪認知症チームケア推進加算との同時算定は不可≫
看取り介護加算（Ⅰ）	① 72 円 ② 144 円 ③ 680 円 ④ 1280 円	1 日	① 看取り体制を確保したうえで、死亡日以前 31 日以上 45 日以下の場合 ② 看取り体制を確保したうえで、死亡日以前 4 日以上 30 日以下の場合 ③ 看取り体制を確保したうえで、死亡日の前日及び前々日の場合 ④ 看取り体制を確保したうえで、死亡日の場合
看取り介護加算（Ⅱ）	① 72 円 ② 144 円 ③ 780 円 ④ 1580 円	1 日	※ 入所者が施設内で死亡した場合に限り、 ① 看取り体制を確保したうえで、死亡日以前 31 日以上 45 日以下の場合 ② 看取り体制を確保したうえで、死亡日以前 4 日以上 30 日以下の場合 ③ 看取り体制を確保したうえで、死亡日の前日及び前々日の場合 ④ 看取り体制を確保したうえで、死亡日の場合
初期加算	30 円	1 日	（入所日から 30 日以内の期間、又は 30 日超の入院を経ての再入所日から 30 日以内の期間に算定）
外泊時費用	246 円	1 日	医療機関等へ入院した場合や在宅などへ外泊した場合 （月 6 回を限度に算定）

新興感染症等施設療養費	240 円	1 日	入所者が厚労大臣の定める感染症に感染した際、対応する医療機関を確保し、かつ当該者に対し適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合 （月 1 回、連続する5日間を限度）
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 円	1 月	以下の要件すべてを満たす場合 ①対象の入所者が 1/2 以上である ②認知症介護の指導に係る専門的研修の修了者又は認知症介護に係る専門的研修の修了者及び認知症の行動・心理症状（以下、「認知症行動等という」の予防等に資するプログラムを含んだ研修の修了者が 1 名以上配置され、かつ複数人の介護職員からなる認知症行動等に対応するチームを組んでいる ③対象の入所者に対し、個別に認知症行動等の計画的評価とそれに基づく値測定を行い、チームケアを実施している ④認知症ケアの定期的な評価・見直し等を行っている ※≪認知症専門ケア加算との同時算定は不可≫
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 円	1 月	以下の要件すべてを満たす場合 ①対象の入所者が 1/2 以上である ②認知症介護の指導に係る専門的研修の修了者又が 1 名以上配置され、かつ複数人の介護職員からなる認知症行動等に対応するチームを組んでいる ③対象の入所者に対し、個別に認知症行動等の計画的評価とそれに基づく値測定を行い、チームケアを実施している ④認知症ケアについて、定期的な評価・見直し等を行っている ※　≪認知症専門ケア加算との同時算定は不可≫
協力医療機関連携加算（1）	100 円 (R7. 4月～ 50 円)	1 月	下記の条件を満たす医療機関（協力医療機関）との間で、入所者等の同意を得て、当該者の病歴等も情報を共有する会議を定期的に開催している ①入所者の急変時において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制が常時確保されている ②施設からの診療要請時において、診療を行う体制が常時確保されている ③入所者の急変時において、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制が確保されている

協力医療機関連携加算(2)	5 円	1 月	下記の条件を満たす医療機関(協力医療機関)との間で、入所者等の同意を得て、当該者の病歴等も情報を共有する会議を定期的に開催している ①入所者の急変時において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制が常時確保されている ②施設からの診療要請時において、診療を行う体制が常時確保されている
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 円	1 月	以下の要件すべてを満たす場合 ①リハビリテーションを実施する医療提供施設等の理学療法士等の助言に基づき、施設の機能訓練指導員等が共同して入所者の身体状況評価及び個別の機能訓練計画作成を行っている ②個別機能訓練計画に基づき、入所者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練項目を準備し、機能訓練指導員等が入所者の心身状況に応じた機能訓練を適切に提供している ③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3か月ごとに1回以上評価し、入所者又はその家族に対し訓練内容とその進捗状況を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている (3 か月に 1 回限度)
退所前訪問相談援助加算	460 円	1 回	施設入所者の退所に先立ち、施設の生活相談員等関係職種が当該入所者の居宅を訪問し、退所後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合 (入所中 1 回(入所後早期の退所時で必要あれば 2 回)を限度に算定)
退所時相談援助加算	400 円	1 回	施設を退所する入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ退所から 2 週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供した場合 (1 回を限度に算定)
退所時情報提供加算	250 円	1 回	入所者が施設から退所して医療機関に入院する場合、当該者の同意を得た上で、その心身の状況・生活歴等を示す情報を退所後の医療機関に対し提供した場合 (同一医療機関への算定は月1回が限度)

退所時栄養情報連携加算	70 円	1 回	厚労大臣が定める特別食（嚥下調整食を含む）を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者が施設を退所する際に、当該者の同意を得た上で、施設の管理栄養士が退院先医療機関又はその他医療機関及び介護支援専門員に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合 （退所した日の属する月において 1 回を限度）
再入所時栄養連携加算	200 円	1 回	入所者が入院し、その後退院となり施設へ再入所する際、当該者が厚労大臣の定める特別食（嚥下調整食を含む）等を必要とする者であり、施設の管理栄養士が入院先医療機関を訪問の上、医療機関の管理栄養士と栄養ケア計画を策定し、その後施設へ再入所した場合 （1 回を限度に算定）
安全対策体制加算	20 円	入 所 時	以下の要件すべてを満たす場合 ①施設基準に規定する基準に適合している ②安全対策担当者を定め、安全対策に係る外部研修を受受講している ③設内への安全管理部門の設置と、組織的な安全対策実施体制が整備されている
介護職員等処遇改善加算	1 月		（1）の基本料金と（2）の加算料金のうち、該当するものの合計金額に対しての Ⅰ ； 14．0％　Ⅱ ； 13･6％ Ⅲ ； 11．3％　Ⅳ ； 9．0％ ※加算率は、事業所の職員体制等により定められた率を適用

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。
※ 各加算項目は、ご入所者の身体状況やサービス体制により発生します。

2. 介護保険の対象外サービス

以下のサービスについては、利用料金の全額を負担していただきます。

(1)食費・居住費

	区分	負担段階 (※1)	食費 (※2)	居住費	食費と居住費の合計	
					1 日あたり	1 月あたり (30 日計算)
水明園	多床室	基準額	1,445 円	915 円	2,360 円	70,800 円
		第 1 段階	300 円	0 円	300 円	9,000 円
		第 2 段階	390 円	430 円	820 円	24,600 円
		第 3 段階①	650 円		1,080 円	32,400 円
		第 3 段階②	1,360 円		1,790 円	53,700 円
		第 4 段階	1,550 円	930 円	2,480 円	74,400 円
みよしの	多床室	基準額	1,445 円	915 円	2,360 円	70,800 円
		第 1 段階	300 円	0 円	300 円	9,000 円
		第 2 段階	390 円	430 円	820 円	24,600 円
		第 3 段階①	650 円		1,080 円	32,400 円
		第 3 段階②	1,360 円		1,790 円	53,700 円
		第 4 段階	1,550 円	960 円	2,510 円	75,300 円
	従来型個室	基準額	1,445 円	1,231 円	2,676 円	80,280 円
		第 1 段階	300 円	380 円	680 円	20,400 円
		第 2 段階	390 円	480 円	870 円	26,100 円
		第 3 段階①	650 円	880 円	1,530 円	45,900 円
		第 3 段階②	1,360 円		2,240 円	67,200 円
		第 4 段階	1,550 円	1,360 円	2,910 円	87,300 円

※1 「居住費」「食費」に係る費用について、行政機関による負担限度額認定を受けている方は、認定証に記載されている負担限度額をお支払いいただきます。

※2 食費は 1 日を単位とし 1 食でも提供した場合は、所定の料金をお支払いいただきます。

(2)その他の費用

	料金	
特別な食事の提供	要した費用の実費	1 食あたり
理美容代	実費	1 回あたり
預貯金の管理費(※1)	1,000 円	1 月あたり
預かり金(小口現金)の管理費(※1)	800 円	1 月あたり
行事、クラブ活動費	実費	随時
日常生活上で必要な物品の購入	実費	随時
証明書発行手数料	500 円	1 通につき

※1 預貯金及び預かり金管理費は、月途中からお預かりの場合翌月から、月途中の解約は当月分まで請求します。